自己株式等の取得に関するガイドライン

1998年12月15日制定 2004年11月 1日改正 2008年 6月20日改正 2014年 4月 1日改正 2023年12月29日改正 日本取引所自主規制法人

このガイドラインは、自己株式及び自己投資口(以下「自己株式等」といいます。)の取得を実施する会社及び投資法人(以下「会社等」といいます。)が相場操縦的行為等に係る規制の趣旨を踏まえて適切に買付けを行うことができるよう、自己株式等の取得に係る相場操縦的行為等のおそれがある行為の有無の調査に関し、当法人が主に注視している行為形態等を取りまとめたものです。

なお、このガイドラインは、法令等の正式な解釈を示すものではありませんので念のため 申し添えます。

1. 自己株式等の取得に係る留意点

自己株式等の取得に係る相場操縦的行為等を防止するために、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「有価証券規制府令」といいます。)においては、会社等による自己株式等の買付けにあたり遵守すべき一定の要件(発注時間、発注価格、買付注文数量など)が定められています。したがって、自己株式等の取得を実施する会社等においては、有価証券規制府令を遵守して買付けを行うことが求められます。

有価証券規制府令の規制は、相場操縦的行為とされるおそれの少ない取引態様を類型化したものとされていますので、これを遵守することにより相場操縦的行為との疑いの強い取引を避け、公正な買付けに資することになりますが、仮に、有価証券規制府令の要件を形式的に満たしていたとしても、相場のくぎ付け等の行為が認められれば、法令で定める相場操縦禁止規定に抵触することになります。また、取引参加者である証券会社がこうした注文を会社等から安易に受託・執行した場合には、法令で証券会社の禁止行為とされている作為的相場形成に該当するおそれがあります。

特に、決算期末日やファイナンス期間といった特定の期間においては、自己株式等の買付けを、自己株式等の価格を維持する又は引き上げるために利用するインセンティブが働くことも想定されますので、価格の維持や引上げを意図しているのではないかといった疑念を持たれやすいことに留意する必要があると考えられます。

なお、個別具体的な買付けの決定に関与する者が未公表の他の重要事実を知ったうえで 自己株式等の買付けを行うことは、インサイダー取引規制の対象となりますので、その点 についても留意が必要です。

2. 当法人が注視する行為形態

当法人は、自己株式等の取得に係る買付けについて、有価証券規制府令に規定される買付け要件の遵守状況のほか、法令で定める相場操縦禁止規定等に抵触するかどうか調査する場合には、主に次の行為形態を注視しています。

項目	内 容	備 考
維持的買付け	直前の約定価格の水準を買い支えるよ	いわゆる相場のくぎ付けを行
	うな自己株式等の買付けを反復継続し	っているかどうかであり、例
	て行っているかどうか。	えば、直前の約定価格より安
		く買い付けることができる状
		況にもかかわらず、直前の約
		定価格近辺の指値で自己株式
		等の買付けを反復継続して行
		うような場合等が左記に該当
		します。
決算期末の	決算期(中間決算期、四半期決算期を含	
買付け	む。) 末日以前の5営業日において、維	
	持的買付けや買上がりなど、価格を意識	
	したと思われる自己株式等の買付けを	
	行っているかどうか。	
ファイナンス期	株式、投資証券、新株予約権証券、新投	
間中の買付け	資口予約権証券及び新株予約権付社債	
	券の募集又は売出しの価格決定に影響	
	を及ぼし得る期間内に、あるいは募集又	
	は売出しの期間中に、自己株式等の買付	
	けを行っているかどうか。	

以 上

≪参考≫

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令における自己株式等の取得の買付けの要件

- 1. 買付けの要件(第17 条)
- 数(第1号)
- (1) 金融商品取引業者の 一日に2以上の金融商品取引業者を通じて買 付け等を行わないこと。
- ・多数の金融商品取引業者を通じ て行われると、売買が繁盛であ るとの誤認を与える可能性があ るため、1 社に限定している。

- (2) 買付け等の注文の価 格(第2号)
- ① 始値決定前(寄付き前)
 - ・ 指値注文によること
 - 前日の最終の売買の価格(最終気配値) 段を含む。)を上回る価格で行われな いこと
- ② 始値決定後(寄付き後)
 - ・ 指値注文によること
 - 直前の売買の価格(特別気配値段を含 む。)を上回る価格で、反復継続して 行われないこと
 - 買付けの委託時における当日の高値を 上回らないこと

- ・当日初めて成立する売買は、そ の後の価格の推移に影響を及ぼ しやすいと考えられ、前日終値 よりも相場を高めに誘導するこ とを防止するため、制限してい る。
- ・直前の売買価格を上回る価格で 反復継続して買付けを行うこと は、相場操縦を疑わせる形態の 一つであるため、制限している。
- 流動性が低い銘柄の買付けが困 難となること等のないよう、反 復継続せず、かつ高値を上回ら ないかぎり、直前値段を上回っ ても買付けの委託等は可能とな っている。

- (3) 買付け等の注文の数 量(第3号)
- 一日の買付注文の数量が、以下の①又は②の いずれか多い方の数量を上回らないこと。(売 買高からは立会外売買分を除く。)
- ① 買付日の属する週の直前 4 週間の一日平 均売買高%
- ② 買付日の属する月の直前 6 か月の月間平 均売買高の区分に応じ、以下の数量。
 - a. 月間平均売買高 400 売買単位以上 10 売買単位と直前 4 週間の一日 平均売買高の 50% (3 売買単位 を下回る場合は3売買単位)の いずれか少ない数量
- ・売買が繁盛であるとの誤認を与 えることのないよう、海外の例 を参考にしながら、量的な面か ら制約を課している。
- ・ただし、流動性が低い銘柄の買 付けの機会を過度に制限するこ とのないよう②により最低買付 可能数量を定めている。

b. 月間平均売買高 200 売買単位以上 400 売買単位未満

> 5売買単位と直前4週間の一日平 均売買高の 50% (3 売買単位を 下回る場合は3売買単位)のい ずれか少ない数量

- c. 月間平均売買高 200 売買単位未満 3 売買単位
- 2. 発行者以外の者によ る買付けの委託等(第 21条)
- ・発行者以外の者が、契約等に基づき発行者 の計算で行う自己株式等の買付けの場合 は、当該発行者以外の者が上記1の要件を 満たす必要がある。
 - ・発行者以外の者が要件を満たすことにより、 発行者も要件を満たしたものとされる。
- ・信託銀行等を通じた自己株式等 の取得の場合は、実際に買付け を行う当該信託銀行等が委託等 を受けた要件につき、有価証券 の取引等の規制に関する内閣府 令を遵守する必要があり、発行 者は当該要件については免責さ れる。

条)

3. 買付けの名義(第22 │ 自己株式等の取得を行う場合は、発行者の名 義(信託契約に基づく自己株式等の取得の場 合は当該信託銀行が自己株式等の取得を行う 旨を金融商品取引業者に明らかにする。)によ ることとする。

・不正取引の温床となる仮名・借 名による買付け等を防止してい る。

4. 取引の公正の確保の ため適当と認められ る方法 (第23条)

取引の公正の確保のため適当と認められる取 引方法として、金融商品取引所が定めるもの は、以下の3つであり、上記1及び2は適用 されない。

- ① 事前公表型のオークション市場におけ る買付け
- ② 事前公表型の終値取引(ToSTNeT-2)に よる買付け
- ③ 事前公表型の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け